

第64回福岡市個人情報保護審議会議事録

日 時	令和6年11月20日（水） 10:00～10:40
場 所	福岡市役所 1 5 階 1 5 0 3 会議室
出席者	委員 （五十音順、敬称略） 石川 寛子 永星 浩一 北坂 尚洋 櫛田 久代 作間 功 進藤 伊都子 鈴木 崇弘 山下 亜紀子 事務局 総務企画局行政部情報公開室 情報公開室長 吉野 靖啓 個人情報保護係長 赤坂 嘉裕 個人情報保護係員 二宮 新吾
議 題	1 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について

開 会

- （事務局） 第64回福岡市個人情報保護審議会を開会する。
 本日は委員 3 名が欠席だが、個人情報保護法施行条例第20条に定める過半数の出席を満たしていることから、審議会は成立している。
 また、本審議会は公開であり、議事録も公開されることになる。

議題1 令和5年度個人情報保護制度の運用状況について

- （事務局） 資料に沿って説明。
- （会 長） 今の報告について、質問や意見があればお願いします。
- （委 員） 資料「令和5年度 個人情報保護制度の運用状況」17頁の個人情報の漏えい等の状況について、例えば、個人情報に記載された資料を紛失した後、誰かが、当該資料をインターネット上に掲載したような、紛失とネット流出が重なって発生したことはあるのか。その場合、件数の計上方法として、紛失とネット流出それぞれで1件と計上することになるのか。
- （事務局） 当初の原因を基に分類しており、二次的な被害として拡散された場合は件数として計上はしない。
 なお、紛失とネット流出が重なって発生したような事案はなかった。
- （委 員） 「その他」として分類した事案は、具体的にどのような内容になるのか。
- （事務局） 分類上、一番多いのはメール送付時のBccとToの設定誤りによるメールアドレスの漏えいである。
- （委 員） 資料「令和5年度 個人情報保護制度の運用状況」2頁の保有個人情報の開示請求について、令和5年度は令和4年度に比べて請求件数が減少しているが、原因はなにか。
- （事務局） 開示請求にかかる件数は年によって変動があり、令和3年度は330件程度であった。また、令和4年度までは、本人死亡後に、当該本人の介護保険の認定に関する書類の請求を遺族が行う場合が比較的多かった。
 従来は、亡くなった方の個人情報も含め、個人情報保護条例に基づき、保有個

個人情報開示請求（以下「開示請求」という。）により対応していたが、個人情報保護法（以下「法」という。）では、生存される方のみが対象とされたことから、介護保険の所管課において、開示請求とは別の手続きを定めているため、問い合わせなどがあれば、そちらを案内している。こういったことも、令和4年度と比較して請求件数が減少している理由の一つと考えられる。

（会 長） 漏えいした個人情報には、メールアドレスの流出もあれば、要配慮の情報もあると思うが、個人情報の内容に応じて取扱いのレベルに差はあるのか。

（事務局） 病歴などは、「要配慮個人情報」として特に取り扱いに注意を要するとされており、漏えいが発生した場合は国の個人情報保護委員会（以下「国」という。）への報告事項とされている。また、個人情報の内容に応じ、事務担当課が個人情報の取扱いや管理を行っている。

（会 長） 発生した事故はすべて国に報告するのか。

（事務局） 国への報告が必要な要件は、要配慮個人情報を含むもの、対象者が100人以上になるものなどとなっており、昨年度国に報告した件数は、14件となっている。

（委 員） 資料「令和5年度 個人情報保護制度の運用状況」18頁の2の事例について、分類は何になるのか。

（事務局） ネット流出として分類している。

（委 員） 事故後、どのような対応を行ったのか。

（事務局） 事故後、調査等は行ったが、被害があったという申し出はなかった。

（委 員） 個人情報ファイル簿は市のホームページ上で閲覧することができるのか。

（事務局） 閲覧可能となっている。例えば「戸籍」などキーワードによる検索も可能となっている。

（委 員） 市のホームページを見ると、個人情報の漏えい事故についても、事案の概要や対応の結果等を確認することができるのか。

（事務局） 事故については、規模や二次被害、類似事案の発生のおそれなどを考慮し、再発防止策も含めて報道発表を行った事案については、市のホームページで確認することができる。

（委 員） 事故の公表について、基準はあるのか。

（事務局） 個別通知が困難な場合や、類似の事故や二次被害を防止する観点、個人情報の性質などを踏まえ、担当課が判断することとしている。

（委 員） 公文書については、文書の保存期間が定められていると思うが、ホームページに掲載している情報については、掲載される期間についての定めはあるのか。

（事務局） ホームページに掲載するために作成した文書は公文書として、当該文書の性質に応じて保存年限が定められているが、ホームページについてはサーバーの要領等もあり、例えば、報道発表については過去3年分が掲載されている。

（会 長） それでは以上で、本日の議事を終了する。

議事終了 閉会